

地域による学校支援活動の事例

— 韓国の学校運営委員会と放課後学校 —

田中 光晴

東北大学大学院教育学研究科

要約

本稿は、教育ネットワークセンタープロジェクト研究報告（課題名：学校と地域の関係に関する公共政策学的研究—日本・英国・韓国の比較分析—、研究代表者：青木栄一）の成果の一部である。本稿では、地域による学校支援活動の事例として韓国の学校運営委員会と放課後学校を取り上げる。15年前にトップダウンで学校現場に導入された学校運営委員会は、学校運営に地域住民や保護者が参画する機会を提供したという点で一定の評価を受けている。近年導入された放課後学校はその流れを加速させるものであり、地域と学校の連携を活性化させている。本稿では、学校運営委員会と放課後学校の現状を抑えたいうえで、放課後学校を中心に展開されている地域と学校の連携について考察する。

キーワード：学校運営委員会 放課後学校 放課後学校支援センター

1. はじめに

わが国では、学校、家庭、地域が連携協力し、社会全体の教育力の向上に向けた取組の一層の推進を図ることを目的に、地域全体で学校や子どもたちの教育活動を支援する「学校支援地域本部」や「放課後子ども教室」の取組などを推進している。さらに、地域の人々と一体となり子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」も広まりつつあり、その仕組みとして「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」が推進されている。

こういった方向性は大韓民国（以下、韓国）においても同様で、地域による学校支援活動の在り方が模索されている。日本では教育行政と一般行政を統合する議論が現実性をもって語られているのに対し、韓国では教育行政をより一般行政から独立させる改革を重ねている（小島、2010：63）。韓国では、学校の自律化をスローガンに、中央教育行政機関から地方教育行政機関へ、あるいは学校現場への権限移譲が推進されてきた。その旗印が「学校運営委員会¹⁾」の導入であった。

学校運営委員会制度は、1995年に試験的に導入され、1998年に全国実施（国公立義務化、私立は選択可能）、2000年には私立も実施義務化され制度化された。この制度については、「親の学校参加」の一例として日本においても紹介され²⁾、小島優生の一連の論考によっても詳細を知ることができる（小島、2003、2004、2010）。小島は学校運営委員会制度を、「校長を含む教師、父母、地域住民等から構成され、学校教育課程の運営方法、教

科用図書の選定、放課後の教育活動等を審議することを目的とし国・公立、私立を問わず必置の法定機関」と定義している（小島、2003：66）。この審議事項にある放課後の教育活動として位置づけられているのが「放課後学校」である³。1995年の導入の契機になった教育改革案によれば、「学校の自律性を高め、地域の実情と特性にあった多様な教育を創意的に実施する」ことが目的とされている。本稿では、学校運営委員会と放課後学校の現状を抑えたうえで、放課後学校を中心に展開されている地域と学校の連携について考察する。

2. 学校運営委員会制度の現状

（1）導入経緯

学校運営委員会の導入は、1995年5月31日に金泳三大統領（当時）の諮問機関である教育改革委員会が発表した『世界化・情報化時代を主導する新教育体制樹立のための教育改革方案』（以下5・31教育改革案）において、「供給者中心の画一化した教育体制から需要者中心の民主的で自律的な教育体制への転換のための具体的な方案」の一つとして提案されたことが契機となっている。教育改革委員会は、「学習者中心教育、多様で特性化された教育、自律と責務性に基づいた教育運営、自由と平等が調和した教育、教育の情報化を目指した21世紀型の開かれた教育、評価を通じた質の良い教育」への転換をめざし5・31教育改革案を発表した。この中で「自律と責務性に基づいた教育運営」の具体的な方案として学校運営委員会の設置が掲げられている。

ここでは、学校運営委員会の趣旨を次のように記している（教育改革委員会、1995：4）。

初・中等学校では、学校運営の自律性が不足しており、保護者の学校運営への参与が不十分で、学校単位の自律的価値が成立していない。教育の住民自治精神を具現し、単位学校の自律性を拡大し学校教育の効果を極大化するためには教職員、保護者、地域社会人士らが自発的に責任をもち、学校を運営する学校共同体の構築が切実である。したがって、単位学校の教育自治を活性化し、地域の実情と特色に合わせたような教育を創意的に実施できるように単位学校別に学校運営委員会を構成・運営する。

学校運営委員会制度の導入は、学校の自律性拡大のために、保護者、地域の人々が学校運営に参画することで学校共同体を構築し、学校運営過程を公開し学校運営の民主性と透明性を確保することが目的であった。この制度は、学校と関係がある人々のニーズを反映するという住民自治を制度化したという点で学校現場に大きな変化を与えた。

（2）学校運営委員会の運営実態

学校運営委員会に関する政府関連機関による運営実態調査⁴で公表されているものは

2007年のものである。したがってここでは、この調査に基づき現状を押さえておきたい。

2006年現在、学校運営委員会は全11,074校中、11,073校に設置されている⁵。学校規模別にみると、運営委員の定数は上限を選択する傾向にある。

〈表1〉学校運営委員会設置校 2006年4月基準 (単位：校)

区分	国公立					私立					合計				
	初	中	高	特殊	計	初	中	高	特殊	計	初	中	高	特殊	計
全学校	5,672	2,379	1,220	55	9,326	74	651	943	80	1,748	5,746	3,030	2,163	135	11,074
構成学校	5,672	2,379	1,220	55	9,326	74	651	943	79	1,747	5,746	3,030	2,163	134	11,073
構成比	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	99%	100%	100%	100%	100%	99%	99.90%

〈表2〉学校規模別運営委員定数 2006年4月基準 (単位：校)

学校規模	児童生徒数 200名未満				児童生徒数 200～1,000名				児童生徒数 1,000名以上			計
	5名	6名	7名	8名	9名	10名	11名	12名	13名	14名	15名	
委員定数	5名	6名	7名	8名	9名	10名	11名	12名	13名	14名	15名	
学校数	192	273	6	2,711	704	762	793	1,954	2,007	307	1,362	11,073

〈表3〉委員別運営委員数 2006年4月基準 (単位：名)

	初	中	高	特殊	計
学父母委員	29,255	14,772	11,100	494	55,621
教員委員	22,852	11,452	8,548	394	43,246
地域委員	9,900	5,325	5,770	191	21,186
合計	62,007	31,549	25,418	1,079	120,053

運営委員の定数は120,053名で、学父母委員46%、教員委員36%、地域委員18%で構成されている。

委員の選出方法は、学父母委員を間接選出した学校は5.9%、市・道別に差が見られる。忠清北道や蔚山市では間接選出は無い。教員委員は国公立ではすべて直接選出であるが、私立学校では推薦が多い。

〈表4〉運営委員選抜方法 2006年4月基準 (単位：校)

区分	国公立		私立		合計		
	学校数	比率	学校数	比率	学校数	比率	
学父母	全体直選	8,876	95.2%	1,544	88.5%	10,421	94.1%
	代表間選	450	4.8%	203	11.6%	652	5.9%
	計	9,326	100.0%	1,744	100.0%	11,073	100.0%
教員委員	直選(単倍数)	9,326	100.0%	735	35.9%	10,061	90.9%
	2倍数以内推薦	-	-	876	42.8%	876	7.9%
	その他 (3倍数推薦等)	-	-	136	21.3%	136	1.2%
	計	9,326	100.0%	2,04	100.0%	11,073	100.0%

年齢別で見ると、40代が最も多く（49.3%）、男女別では男性委員が委員全体の55.0%であるが、学父母委員に限れば、女性が64.9%である。

〈表5〉年齢別運営委員数 2006年4月基準 (単位：名)

	20代	30代	40代	50代	60代以上	計
教員委員	315	4,103	14,346	19,191	5,303	43,257
学父母委員	249	16,548	35,332	3,346	128	55,603
地域委員	15	1,763	9,579	6,597	3,228	21,182
合計	579	22,414	59,257	29,133	8,658	120,042

〈表6〉男女別運営委員数 2006年4月基準 (単位：名)

区分	教員委員		学父母委員		地域委員		合計	
	男	女	男	女	男	女	男	女
計	30,132	13,112	19,517	36,100	16,345	4,836	65,994	54,048
比率	69.7%	30.3%	35.1%	64.9%	77.2%	22.8%	55.0%	45.0%

職業別には主婦（37.4%）、自営業（30.3%）が大多数を占めており（教員委員を除く）、運営委員の内、教育庁の公務員の比率（一般職、専門職を含む）は、1.3%であった。

〈表7〉所属別委員数（公務員） 2006年4月基準 (単位：名)

	委員数	本庁	地域教育庁	直属機関	学校所属	合計	比率
学父母委員	55,617	72	129	22	297	520	0.9%
地域委員	21,185	336	361	101	229	1,028	4.9%
全体委員	120,042	408	490	123	526	1,548	1.3%

教員委員の現状は、20年以上の長期経歴者が32,375名で全体の74.8%を占め、中堅以上の教員が受け持つ傾向にある。

〈表8〉教員歴別委員数（教員委員） 2006年4月基準 (単位：名)

区分	5年未満	5-10年未満	10-15年未満	15-20年未満	20-25年未満	25-30年未満	30年以上	計
初等学校	485	1,153	1,156	2,114	2,503	4,171	11,264	22,846
中学校	268	424	563	1,942	2,516	2,468	3,271	11,452
高等学校	168	350	557	1,520	2,034	1,723	2,196	8,548
特殊学校	15	34	46	73	80	58	91	397
計	936	1,952	2,322	5,649	7,133	8,420	16,822	43,243

韓国国会議員キム・チュンジン議員が実施した学校運営委員会実態調査（2011年5月）によれば、2010年の1年間、全国の初中高1万1148校の学校運営委員会の会議は7万6741

回、学校あたり平均 6.9 回開催している。勤務時間内（9 時~18 時）に開催した回数が 7 万 4416 回で、勤務時間外（週末や放課後）に開催された回数は 2377 回（2.3%）であった⁶。かねてより学校運営委員会が設置されているものの現場においてうまく機能せず形骸化しているケースもあると指摘している。この状況に政府は、2011 年 3 月に、職を持つ保護者が学校運営委員会に参画しやすいよう放課後あるいは週末に開催するよう初中等教育法施行令第 59 条の 2 第 3 項を新設した⁷。教育部⁸は、学校運営委員会をはじめ、より多くの保護者の参画を促しているが、学校現場では、その環境作りが課題として残っているようである。

（3）学校運営委員会の成果と問題点

学校運営委員会に対する検証は教育行政学者を中心に行なわれている。

学校運営委員会に関する研究を行なってきたキム・ソンヨルは、導入より 10 年過ぎた 2006 年の時点で、「学校運営委員会の導入の成果が期待通り得られたとは言い難いものの、ある程度の成果を得たといえることができる」と評価を下している。中でも、学校運営委員会は学校長中心の閉鎖的な運営構造を学校構成主体中心の開かれた運営構造へと改編した点、学校構成主体に意思決定への参与の機会を「開放」し、学校構成主体が意思決定権限を「共有」というアイデアが制度化したという点を評価している。

キム・ソンヨル他（2007）は 2007 年に国公立学校を対象に学校運営委員会の成果について学校運営委員の評価を分析した。本調査は慶尚南道の 20 の市・郡の国公立初等学校 3 校、中学校 3 校、高等学校 3 校ずつ計 180 の学校を対象とした調査である。この調査によれば、学校運営委員らは学校運営委員会が学校運営を変える仕組みとして学校構成員の参画拡大、開かれた構造への改編、各学校の自律性拡大に寄与したと肯定的な評価を下している。中でも学校運営の透明性の確保を最も高く評価している。また、学校教育プログラムの多様化、学校教育の質向上に寄与したことで教育活動の成果を高めたという回答も高かった。学校段階別では、初等学校の運営委員らが中学校や高等学校の学校運営委員より学校運営委員会の成果を高く評価していた。また、委員別では、学校長が最も高く学校運営委員会の成果を評価し、続いて地域委員と続き、保護者らの評価は相対的に低かった。

キム・ピョンチャン（2007）は、初等学校を事例にその学校の学校運営委員会の運営過程について 1 年間の参与観察と深層面談を中心に質的研究を行なった。研究の結果、学校運営委員会の運営過程では、「校長主導」「非専門主義」「行政業務中心主義」「報告と説明中心」「彼らのみのリーグ」などの特徴があることを指摘した。また、学校運営委員会制度は「学校体制の開放化」と「民主意識の向上」に肯定的な側面があるとしながらも、委員の「代表性の問題」「専門性の問題」に否定的な側面があると分析している。

韓国教育開発院（2007：100）⁹では、学校運営委員会の問題点を次の 3 点に整理している。

まず学校構成員らが学校運営委員会の趣旨を十分理解せずにいる点である。特に多くの校長は依然として学校の運営を自身の固有な権限とみなしており、一般教師や保護者の積極的な参画に消極的である場合が少なくないという。教師や保護者もやはり学校運営委員会に積極的に参画する理由を明確にできておらず、不利益を被るかもしれないという不安から校長の顔色をうかがうことも多いという。法律上では委員会の構成員の配分が決められており、それに従い委員会の席につくものの、多くの学校で儀礼的で形式的な運営になっている。

2つ目に、トップダウンに学校運営委員会が導入されたことによって、構成員の意識形成が追い付かず、必ずしも学校運営委員会が学校運営の主体になっていないという点である。KEDI の報告書では改善方案として運営委員の研修を提案しているが、委員の研修を誰が行なうのか、どのような研修を行なうのかなどやはり課題は残る。

3つ目に、依然として教育課程や教育財政、あるいは人事にいたるまで基本的に国家が決定しており、学校現場に持たされている裁量はごくわずかにすぎない。この枠組みの中で、学校運営委員会が学校現場を変えるためにできることはごくわずかであり、画期的な制度であるにもかかわらず、発揮する力が半減しているという点である。

とはいえ、教師の半数以上、保護者の80%以上が学校運営に対する学校運営委員会の寄与を肯定的に評価していたことも明らかにされている。

日本の学校評議員制度と比較すると、委員の選出における民主性の高さ、学校運営に関する権限の法定化、学校の自律性の大きさにおいて、いずれも韓国の学校運営委員会が精緻に設計されており、日本のモデルケースとして位置づけられる（小島、2004：74）と評価できる一方、学校運営委員会制度自体が自律的に導入されたわけではなく、いわばトップダウンで短期間に導入された経緯もあり、合理的な討議・議論の文化が学校に根付いているかという課題が残る。また構成員の質の問題が大きな課題として残っているようである。

3. 地域と学校をつなぐ「放課後学校」

韓国政府は2006年から放課後学校を内実化し、放課後学校の政策目標を達成するために、多様な政策を推進してきた。放課後学校は基本的には受益者負担を原則としている制度である。学校は子ども・親が望む多様なプログラムを開設し、受講者が選択し、プログラムの受講料で放課後学校を運営する制度である。

そもそもの導入は、塾や家庭教師などにかかる私教育費の負担が問題となり¹⁰、こういった学校外教育の機能を公教育内に取り込むという発想が契機となっている。したがって私教育の軽減がその成果としてクローズアップされることが多いが、学校運営委員会がその運営に中心的にかかわっており、韓国の公教育において学校と地域の連携の実践の場になったという意味で、放課後学校の意義は大きい。

(1) 放課後学校事業と実施状況

放課後学校事業には、①放課後学校プログラム、②初等トルボム¹¹教室（学童保育）、③土曜プログラム、④生涯教育プログラム（成人対象）が含まれる。

放課後学校プログラムは、2013年4月現在、全国99.9%の学校において実施されており、全体（初・中・高）の児童生徒の72.2%（約467.8万人）が参加している。放課後学校への参加率は、2007年49.8%から2012年の71.9%に5年で22.4%増加した。前年比では0.3%の増加であった。初等教育段階では特技・適性系プログラムが多数準備（例えば音楽、ダンス、美術、スポーツなど）され、中学校、高校と学年が上がるにつれ教科系プログラム（英語、数学などの深化・補充教育）が中心となる。具体的に特技・適性系プログラムと教科系プログラムの比率は、初等学校で7対3、中学校で3.5対6.5、高校で8.5対1.5である。

放課後学校を民間委託している学校は、初等学校で56.1%、中学校は14.4%、高校は6.9%で、全体の7割はその学校が運営している。各プログラムの担当者は現職教員か外部講師が担っており、中学、高校の教科系プログラムは現職教員が担当する傾向にあり（約9割）、初等学校の特技・適性系プログラムは外部講師が担当する傾向にある（約8割）¹²。

初等トルボム教室（学童保育）を運営している学校は2013年4月現在で、5,784校（全体初等学校の97.3%）であり、トルボム教室数は、7,395教室である。2011年には1,000の機関（幼稚園及び初等学校）で「お母さんのうでの中終日トルボム教室」が運営されており、2012年には1,700か所の機関で終日トルボム教室が運営された。

2012年3月から適用された土曜プログラムは、児童生徒の参加率、プログラム数が増加傾向にある。2012年10月現在で、学校土曜プログラムと地域社会土曜プログラムには262万名（38.9%）の児童生徒が参加しており、プログラム数は学校土曜プログラムと地域社会土曜プログラムを合わせ計110,488プログラムである。学校土曜プログラムは95.5%の学校で運営（全87,818のプログラム）されており、全児童生徒の26.1%が参加している。

放課後学校への満足度は高く、満足と答えた児童・保護者共に8割を越え、中学校の生徒・保護者も75%が満足と回答している。高校でも生徒64.9%、保護者67.8%と満足と回答しており、前年比でも満足度は高まっている。

以上の実施状況から、2006年に導入され拡大してきた放課後学校は、ほぼすべての学校で安定的に運営されていること、そして参加者は増加傾向にあり、満足度も高いことがわかった。また、運営は民間委託するケースが増加してきており、現職教員の負担感も外部講師の活用によって減らすよう努力されている。一方で高校など受験をひかえた学年では授業の深化・補充教育の機会として位置づけられていることも多く、現職教員が従来の自習の時間を放課後学校として展開している場合も多い。

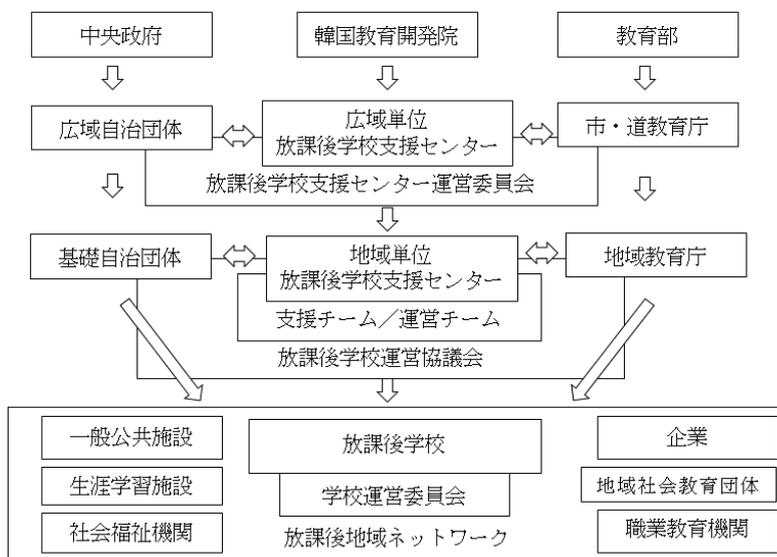
(2) 放課後学校運支援センターの設置

前述したように、放課後学校はほぼすべての学校で運営されている。韓国では、放課後学校の運営を体系的に支援するためのシステムの模索もこれまで行なわれてきた。代表的なものは、放課後学校支援センターである。放課後学校が参加者の多様なニーズにこたえるためには、地域社会の多様な人的・物的資源を活用し（人材プール化）、地域と学校・放課後学校の関係を活活化する必要がある。その関係づくりを体系的に支援するのが放課後学校支援センターである。

放課後支援センター設置事業は、2007年に教育部が広域及び単位地域レベルでの設置を奨励したことに始まる。当時17の放課後学校支援センターが教育部の予算で全国に設置・試験的に運用された。

2008年に放課後学校事業が地方移譲されたことに伴い、放課後支援センター事業も教育庁に委譲され、必要に応じて設置することになった。

2009年には全国的に120の放課後支援センターが設置されており、放課後学校を支援する体制が徐々に整っていった。こ



(図1) 放課後支援センターのモデル図 (ヤン・ピョンチャン 2009)

の時点では自治体と教育庁が一体となって運営するセンターは少なく、効率性に課題を抱えていた。この状況に教育部は、2009年にすでに運営中の放課後支援センターの中から公募し、自治体・教育庁共同運営放課後学校支援センターを10か所選定し運営した。

図1は放課後学校支援センターのモデル図である。ここでは、放課後学校支援を広域—地域—学校のレベルで行ない、それぞれのレベルで連携組織を形成している。特に自治体と教育庁の人員を構成員に加えた運営委員会／協議会を組織することにより、効率的な支援体制が企図されている¹³。

主な機能は、基礎自治団体と放課後活動運営機関の協議体構成と運営、地域社会の放課後活動に対する物的支援のルート確保、自治体の部署間・教育庁及び民間組織間の連携調整などとされる。

放課後学校の運営は、学校長を中心として運営することが基本であるが、一部委託、全部委託が可能である。多くの学校では学校運営委員会の中に放課後学校小委員会を設置し

ている。小委員会では、地域と学校の実態分析、プログラムニーズ調査を行ない、具体的な放課後学校プログラム案を作成する。プログラムは学校運営委員会で審議され、学校長の決済で最終決定される。外部講師¹⁴の雇用なども学校運営委員会での審議が必要で、学校運営委員会が放課後学校の運営の中心的な役割を担っている¹⁵。特に放課後学校のプログラム及び受講料の策定は学校運営委員会に参加する保護者のサインと直結するためか、学校運営委員会の審議事項として上位に位置づいている¹⁶。放課後学校支援センターはこの学校運営委員会をはじめとする放課後学校運営のノウハウや実務的な連携の効率化などをサポートしている。

(3) 「放課後学校」の意義と課題

放課後学校は「学校教育機能の補完」「教育福祉の実現」「私教育費の軽減」「学校の地域社会化」という4つのビジョンを持っており、これらを通して「誰でも学校で多様な教育」を受けられるようにするものである。このビジョンをもつ放課後学校は、教育格差の解消、雇用の創出、農漁村地域の活性化、高齢者への教育機会の提供、週5日制への対応などへの総合対策に位置づけられている。私教育費と関連して教育格差の解消が全面に打ち出されていることが特徴的である。

現在韓国では、学校を取り巻く放課後活動関連プログラム(放課後教室、特技適性教育、学校生涯学習、学校図書館)や相談窓口(専門相談教師、民間相談室)、福祉サービス(給食支援、地域児童センター)がそれぞれ個別に運営されていたが、これらのサービスの財源と行政を一元化することが目指されている。ただし放課後学校(教育部主管)が保健福祉家族部の地域児童センターや放課後保育教室、青少年放課後アカデミーなどといかに情報を共有し、人的・物的資源の面で連携を強化していくかは今後の課題である。韓国ではこの教育と福祉の統合を「教育福祉」という概念を用いて乗り越えようとしている点も興味深い。

現在放課後学校に関する単独法は存在しない。これまで何度か放課後学校の関連法案が発議されてきたが、関連法の改定も含めそれは実現していない。放課後学校の法制化は学校を「塾」化するという根強い反発があるからである。しかし安定的な運営と予算の確保においても法整備は喫緊の課題と言えよう。

4. おわりに

教育自治の旗印として導入された学校運営委員会は韓国のすべての学校に置いて設置され運営されている。しかし2008年の統計調査以降、公的な調査は公表されておらず、実態把握が難しい。文中でもふれたように学校運営委員会は学校によってその温度は異なるし、地域によっても活性化具合も異なってくる。とはいえ、どの学校にも地域住民が参加し、学校運営に携わることができる場が準備されていることは重要である。形骸化の

問題や委員の専門性の問題などが指摘されるが、全国学校運営委員総連合会¹⁷などにより積極的に研修が行なわれたり、情報共有が行なわれている点は日本にとっても示唆的である。

放課後学校は、法的根拠を伴わない政策の定着が難しいといわれる韓国において一定の成果を得た制度である。韓国では放課後学校が、教育福祉の実現、私教育費軽減、学校の地域社会化という目的を達成するためのキーとされており、学校運営委員会がその運営の核となっている。学校間や地域間ネットワークの構築も同時に進められており、今後の動向が注目される。

付記

本稿は平成24年度東北大学大学院教育学研究科教育ネットワークセンタープロジェクト研究（「学校と地域に関する公共政策学的研究—日本・英国・韓国の比較分析—」代表 青木栄一）の研究成果の一部である。

参考文献（※は韓国語文献）

- ※韓国教育開発院（2011）『ウリ教育』2011年冬号。
- ※キム・ソンヨル、コン・ドンベ（2007）「国・公立学校の学校運営委員会の成果分析」『教育行政学研究』Vol.25, No.4、163-183頁。
- ※キム・ビョンチャン（2007）「学校運営委員会制度の明と暗：初等学校学校運営委員会運営過程の事例研究」『教育行政学研究』第25巻第4号、185-214頁。
- 小島優生（2003）「韓国における教育改革：「自律的学校経営」と「教育自治」」『東京大学大学院教育学研究科教育行政学研究室紀要』第22号、65-72頁。などを参照。
- 小島優生（2004）「韓国における学校運営委員会組織と機能：教科書選定過程に着目して」『日本教育経営学会紀要』第46号、65-77頁。
- 小島優生（2010）「教育委員会制度改革における日韓比較—地方自治、住民統制、教育行政の一般行政からの独立原則からの試論」『マテシス・ウニウエルサリス』12(1)、51-64頁。
- ※教育科学技術部（2007）『学校運営委員会の活性化のための機能改善方案研究』。
- ※教育科学技術部（2013）『2013年 学校運営委員会の手引き』。
- ※教育改革委員会（1995）『世界化情報化時代を主導する新教育体制樹立のための教育改革方案』。
- ※統計庁（2013）『2012年私教育費調査報告書』。
- 田中光晴（2010）「韓国における「放課後学校」の現状と課題」『国際教育文化研究』10号、37-48頁。
- ※ヤン・ビョンチャン（2009）「放課後学校支援センターの運営効率化及び活性化方案」『放課後学校支援センターの運営効率化及び活性化モデル開発研究』305-339頁。

注

1. 学校運営委員会の英訳は統一されていない。School Management Committee, School Governing Committee, School Administration Committee, Teachers and Parents Committee, School Council など。
2. 国立教育研究所（1996）『学校と地域社会の連携に関する国際比較研究』を参照。
3. 放課後学校については田中（2010）を参照。
4. 以下で示すデータはすべて教育科学技術部（2007）『2007年学校運営委員会構成現況報告 報道資料』に示されたものである。尚データの数値は2006年4月基準。
5. 残りの1校は忠清北道にあるコットンネ学校（私立特殊学校、保護者なし）。
6. キム・チュンジン議員報道資料、<http://www.ejkorea.org/zbxe/149002>（2014年2月アクセス）。
7. 初中等教育法施行令 第59条の2（会議の招集）第3項 国公立学校に置く運営委員会の委員長は会議実施を定める時には、放課後、週末など委員らが参席しやすい便利な時間に定めなければならない。（2011年3月18日新設）
この時の改定では、学校運営委員会の会議の招集、会議録の作成、保護者の意見収集に関して細部基準と手続きが定められた。例えば、学校運営委員会を開催する時は委員らが会議の内容を十分に理解できるよう会議開催7日前までに案件をあらかじめ伝えるようにし、会議毎に会議録を作成し、ホームページなどを通して公開することが含まれた。
8. 日本の文部科学省に相当する韓国政府の教育行政当局。（Korean Ministry of Education）は、文教部（1948年）→教育部（1990年）→教育人的資源部（2001年）、教育科学技術部（2008年現在、科学技術部と統合）と名称を変更している。本報告では引用、文献名を除き便宜上「教育部」に統一する。
9. 韓国教育開発院（Korean Educational Development Institute、KEDI）は、日本における国立教育政策研究所に相当する韓国政府の傘下機関。<https://www.kedi.re.kr>
10. 2012年度私教育費調査によれば、韓国の私教育費総額は約10兆ウォンで、1人当たりの月平均私教育費は初等学校21万9千ウォン、中学校27万6千ウォン、高校22万4千ウォンであった。私教育参加率は69.4%である。（1000ウォン≒100円）
11. トルボムは韓国語で「お世話をする」「見守る」という意味。돌봄。
12. 教育科学技術部（2013）『2013年放課後学校運営現況』1-3頁。データは2013年4月30日基準。
13. ここで想定されている委員メンバーは、教育庁学務局長、自治体一般公務員（課長級）、学校長、関連団体長、保護者である。
14. 放課後学校の講師資格についての規定はないが、資格基準として①現職教師、②教員採用予定者や初中等教員資格保有者、③専門資格保有者、④専門技能や特技を持った保護者や地域住民とされている。（教育科学技術部、2013：95）
15. 初中等教育法第32条第1項には学校運営委員会の審議項目の一つとして「正規学習時間終了後または長期休業期間中の教育活動及び修練活動」に関することが定められている。放課後学校に関する審議はこれに基づいている。
16. 教育科学技術部（2007：98）の調査によれば、初・中等教育法上の審議内容の中で、学校予算案及び決算（20.1%）、学校教育課程の運営方法（16.0%）、正規教育課程外の放課後学校活動（10.3%）の順で関心が高かった。
17. 全国学校運営委員連合会 <http://www.pts.or.kr/>